

## 自然災害等による休校等の扱い

### 1 適用するケース

武蔵村山市、東大和市、立川市のうち一市にでも、以下の警報や特別警報が発令されたとき。

大雪警報、暴風警報、暴風雪警報      (※大雨警報、洪水警報は含まない)

大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報

### 2 登校時刻

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| (1) 午前6時までに警報が解除された場合    | 平常通りの登校（平常授業）    |
| (2) 午前9時までに警報が解除された場合    | 10時15分登校（3限より授業） |
| (3) 午前11時までに警報が解除された場合   | 12時40分登校（5限より授業） |
| (4) 午前11時でも警報が解除されていない場合 | 全日休校（自宅学習）       |

### 3 留意点

- ①注意報は判断材料としない。
- ②下線で示した以外の地域であっても、居住地や通学途上に上記の警報が発令されている場合は同様の取扱いとする。